

## 幼児教育無償化の対象者・対象範囲等

対象者	対象範囲	備 考
3 歳～5 歳 ( 保育の必要性の認定に該当する子供 ) ・共働き家庭 ・シングルで働いている家庭など	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業	企業主導型保育事業は、事業主拠出金を活用し、標準的な保育料を無償化
	幼稚園 (子ども・子育て支援新制度未移行園)	月額 2.57 万円を上限に無償化
	幼稚園 (認定こども園の 1 号認定子供も同様) の預かり保育	月額 1.13 万円を上限に無償化 実際の利用量に応じて計算 (注 1)
	認可外保育施設 (都道府県等に届出を行い、国の指導監督の基準を満たすもの (5 年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象)) (注 2)	月額 3.7 万円を上限に保育料無償 (注 3) 複数のサービスを組み合わせる場合も上限額の範囲内
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (注 2)		
3 歳～5 歳 ( 上記以外 ) ・専業主婦(夫)家庭など	幼稚園、認定こども園	月額 2.57 万円を上限に保育料無償

(注 1) 幼稚園と預かり保育を利用している場合、幼稚園保育料無償化上限額 (2.57 万円) と合わせると月額 3.7 万円まで無償となる。

(注 2) 認可外保育施設等を利用する場合、対象者は保育の必要性があると認定された子供であって、かつ、認可保育所や認定こども園を利用できていない子供とする。

(注 3) 認可外保育施設等の保育料は、基本的に自由価格となっていることを踏まえ、利用者間の公平性の観点から、無償化措置に一定の上限を設ける。

※0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供について、同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、認可外保育施設等の無償化の上限額は月額 4.2 万円となる。

## 幼児教育無償化に伴う食材料費(副食費)の取扱い(案)

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。(国の方針に基づく)

- 1 号認定子供 (幼稚園等)、2 号認定子供 (保育所等) は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収 (現在の主食費の負担方法) を基本とする。  
(負担方法は変わるが、保護者が負担する考え方は、これまでと変わらない。) ※本市の公立保育所等における 2 号認定子供の主食の提供については別途検討。
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等 (※) については、新制度の対象となる施設においては、引き続き副食費の免除を継続する。  
(※生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第 3 子以降の子)
  - 年収 360 万円未満相当の世帯における免除対象者の拡充及び新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図る。
- 3 号認定子供 (保育所等) は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。